

岩見沢市告示 第 27 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 4年 2月 22日

岩見沢市長 松 野



1. 都市計画の種類

特別用途地区

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市大和条丁目の一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画特別用途地区の変更（岩見沢市決定）

岩見沢都市計画特別用途地区を次のように変更する。

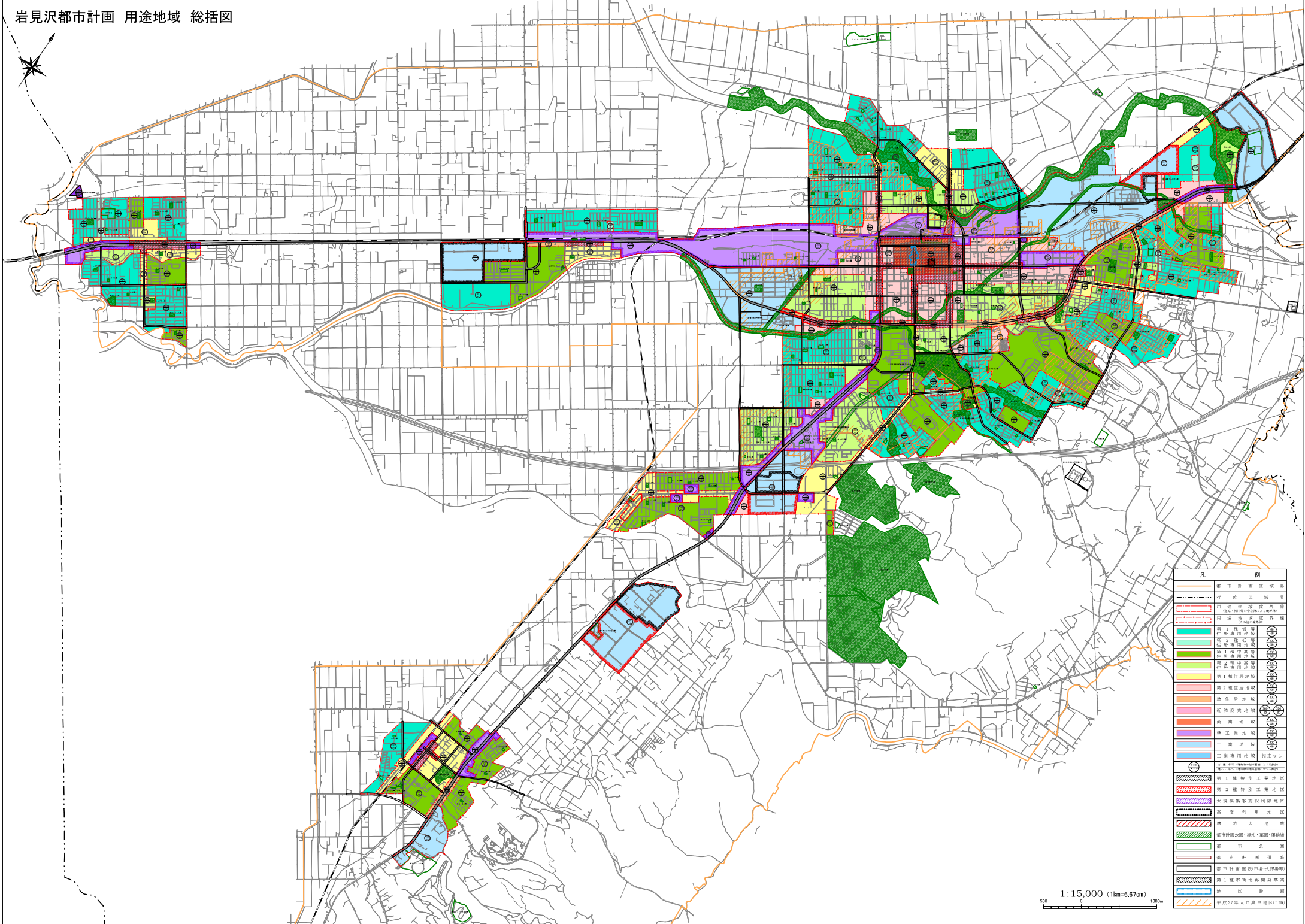
種 類	面 積	備 考
特別工業地区 (第 1 種特別工業地区)	約 158 ha	●建築物の規制は、「岩見沢都市計画特別用途地区建築条例」による <主な規制建築物> ・準工業地域規制建築物 ・住宅、共同住宅等、店舗、図書館等 ・ボーリング場、スケート場、水泳場等 ・マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場等 <基本用途>工業地域
特別工業地区 (第 2 種特別工業地区)	約 82 ha	●建築物の規制は、「岩見沢都市計画特別用途地区建築条例」による <主な規制建築物> ・第 1 種特別工業地区規制建築物のうち、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿、物品販売業を営む店舗又は飲食店を除いたもの。 <基本用途>工業地域
大規模集客施設制限地区	約 331 ha	●建築物の規制は、「岩見沢都市計画特別用途地区建築条例」による <主な規制建築物> ・劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 m²を超えるもの。 <基本用途>準工業地域
合 計	約 571 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

3・4・3 号 4 条通の線形変更による用途地域の変更に伴い、大規模集客施設制限地区の拡大を行う。

岩見沢都市計画 用途地域 総括図



凡	例
	都市計画区域境界
	行政区境界
	用途地域境界 (道路・河川・公園・公園地を除く)
	用途地域境界線
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域 (指定なし)
	第1種特別工業地域
	第2種特別工業地域
	大規模集客施設地区
	高度利用地区
	準防火地域
	都市計画公園・緑地・遊歩・運動場
	都市公園
	都市計画道路
	都市計画道路(市道・市道線形)
	第1種市街地再開発事業
	地区計画
	平成27年人口集中地区(人口)

1:15,000 (1km=6.67cm)
0 100m

